

大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和3年2月4日（木）

11時30分～

場所：市役所5階特別会議室

次 第

議 題

(1) ワクチン接種について

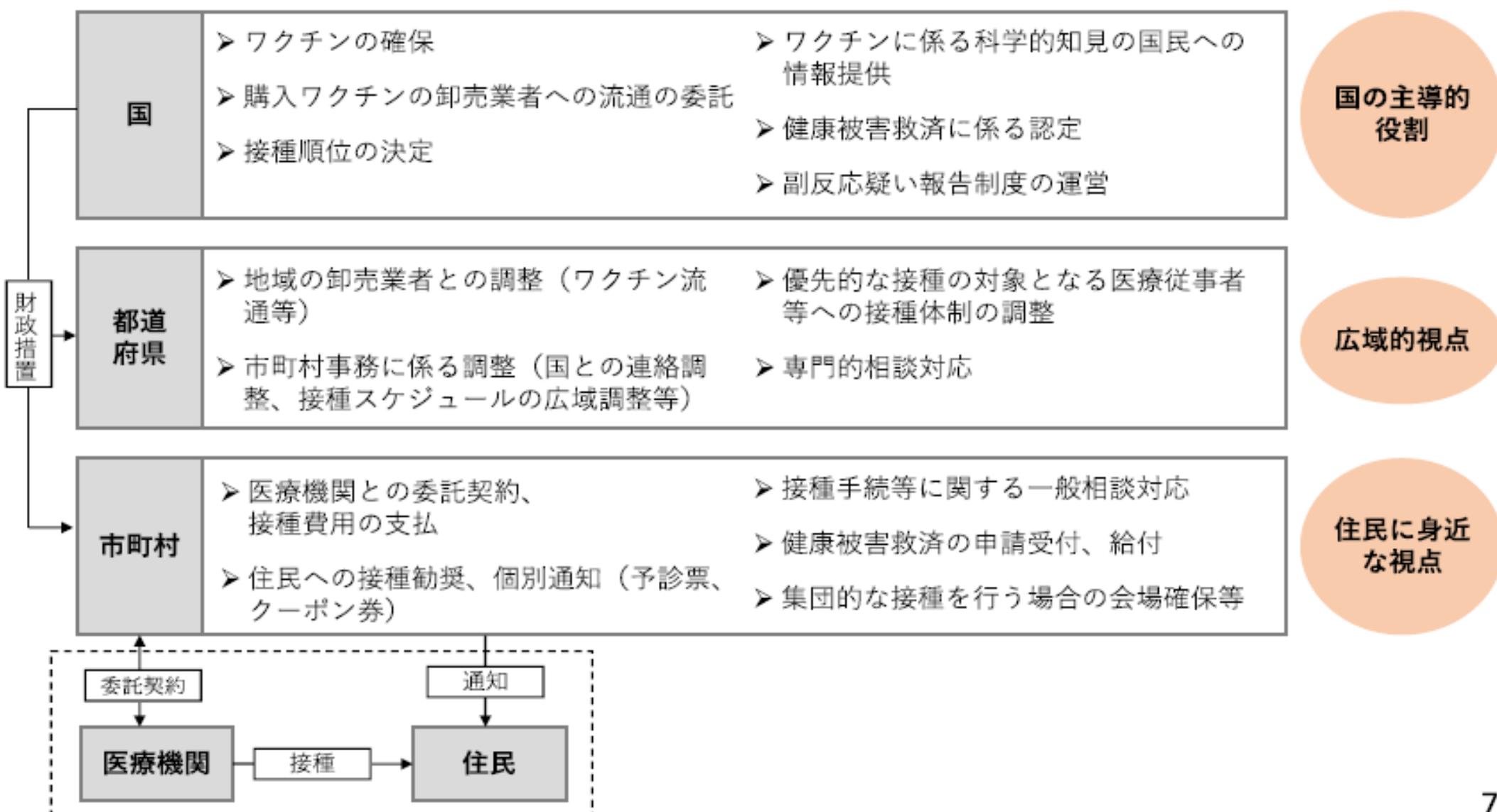
(2) その他

大阪市新型コロナウイルスワクチン 接種推進本部の設置について

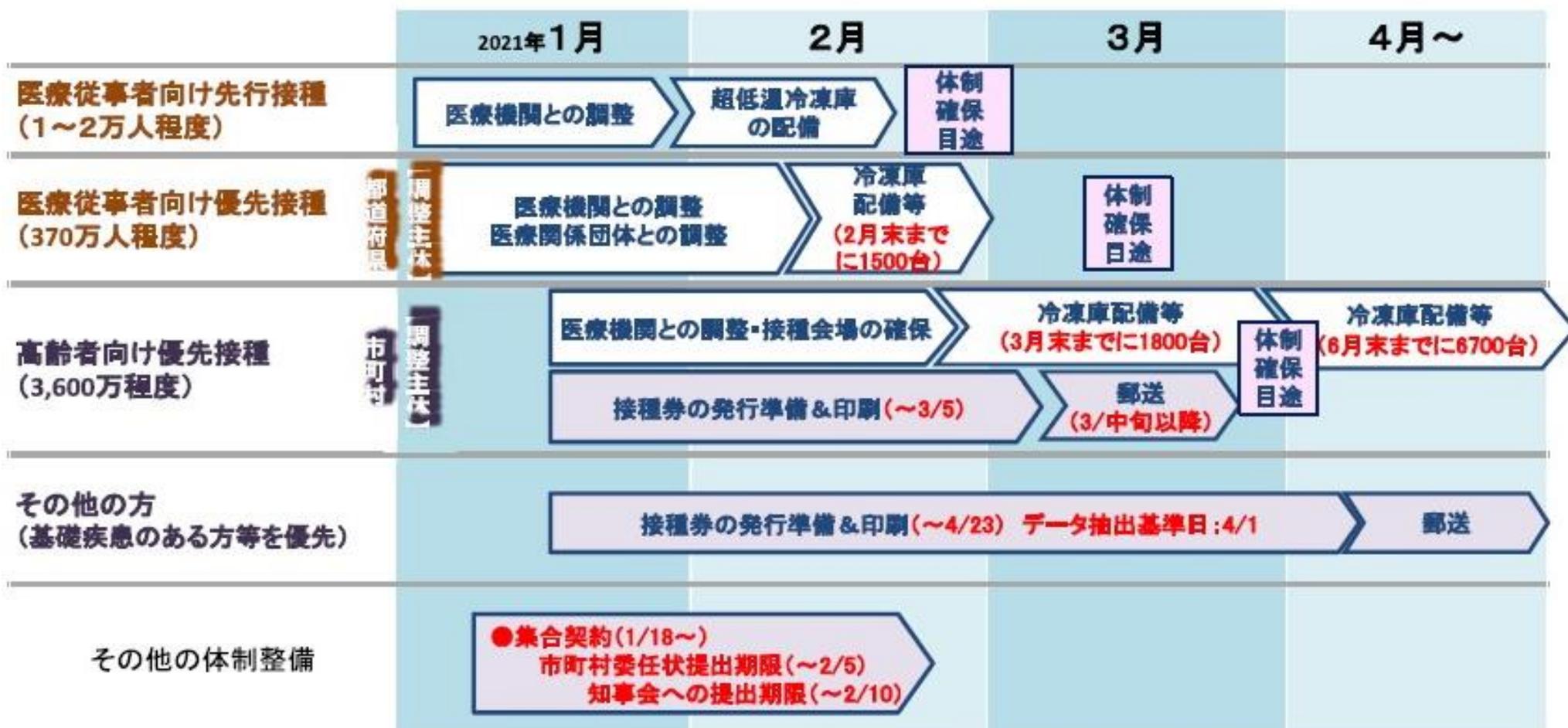
令和3年2月4日
健康局

○国の主導のもと、必要な財政措置を行い、住民に身近な市町村が接種事務を実施し、都道府県は広域的観点から必要な調整を担うこととしたい。

（注）下図は予防接種法における接種の事務をベースとして、国の主導的役割を踏まえ作成。



- ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



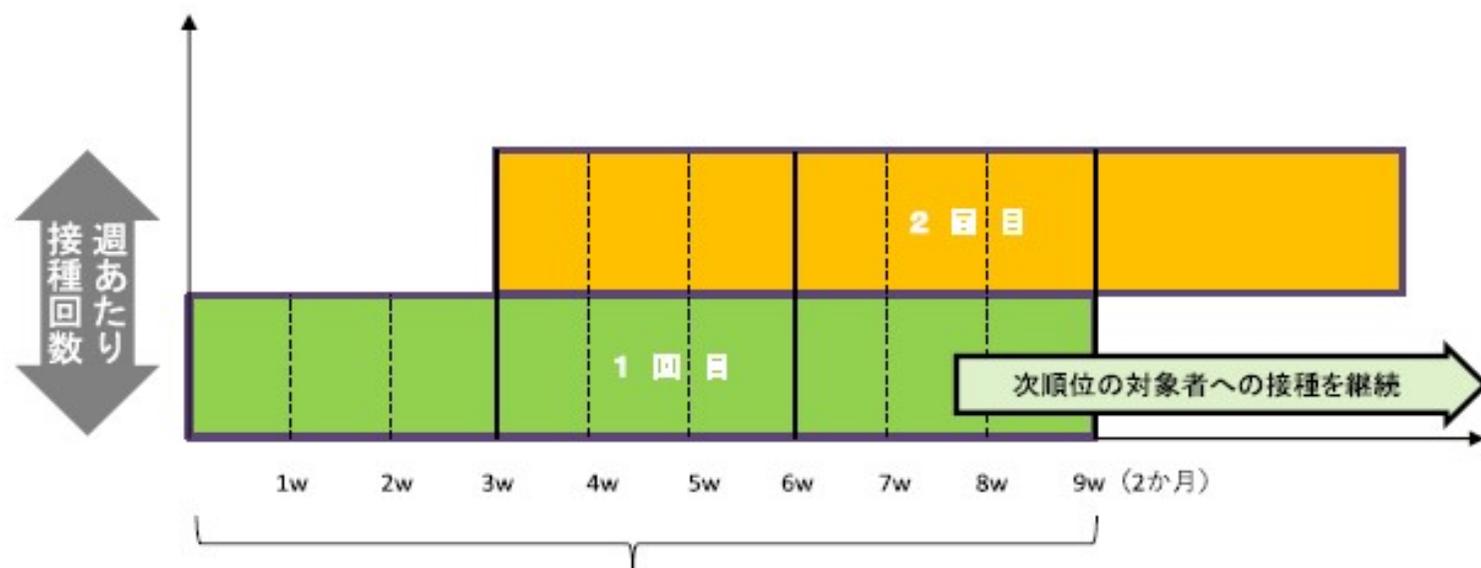
注: 優先順位は検討中の案に基づく

- 市町村において、早期に接種を進めることのできる体制を整備する観点から、具体的な被接種者数を想定して、接種の体制整備を行う。
- 65歳以上の高齢者に相当する人数の1回目、2回目の接種をそれぞれ2か月以内で実施できることを念頭に、週あたりに提供する接種回数を算出し、体制整備の目標とする。

※ 実際の接種は本人の同意に基づいて行うものであり、全員が接種を受けることを目指すものではない。2か月の間であっても、状況により、次順位の対象者への接種に移っていくことになる。

高齢者に相当する人数の1回目、2回目の接種をそれぞれ2か月以内で実施できる体制

- $\frac{\text{人口} \times \text{万人} \times \text{高齢化率}}{\text{(65歳以上の人口)}} \div 9 \text{週間} \times 2 = \text{週あたりの接種回数}$
 (2回接種)



65歳以上の高齢者に相当する人数に、2か月で1回目の接種を実施することを想定

全庁的な推進体制の必要性

【取り組むべき内容】

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) 医療従事者の確保(医師会等との調整) | (6) ワクチンの保管・管理(超低温冷凍庫の配備) |
| (2) 集団接種会場の確保・運営 | (7) ワクチンの移送 |
| (3) 相談体制の確保(コールセンターの設置) | (8) 高齢者施設の入所者及び従事者への優先接種 |
| (4) 予約・管理のシステム構築・管理 | (9) 人員体制の整備 |
| (5) クーポン券等の印刷・郵送 | (10) 接種費用(予算)の確保 |



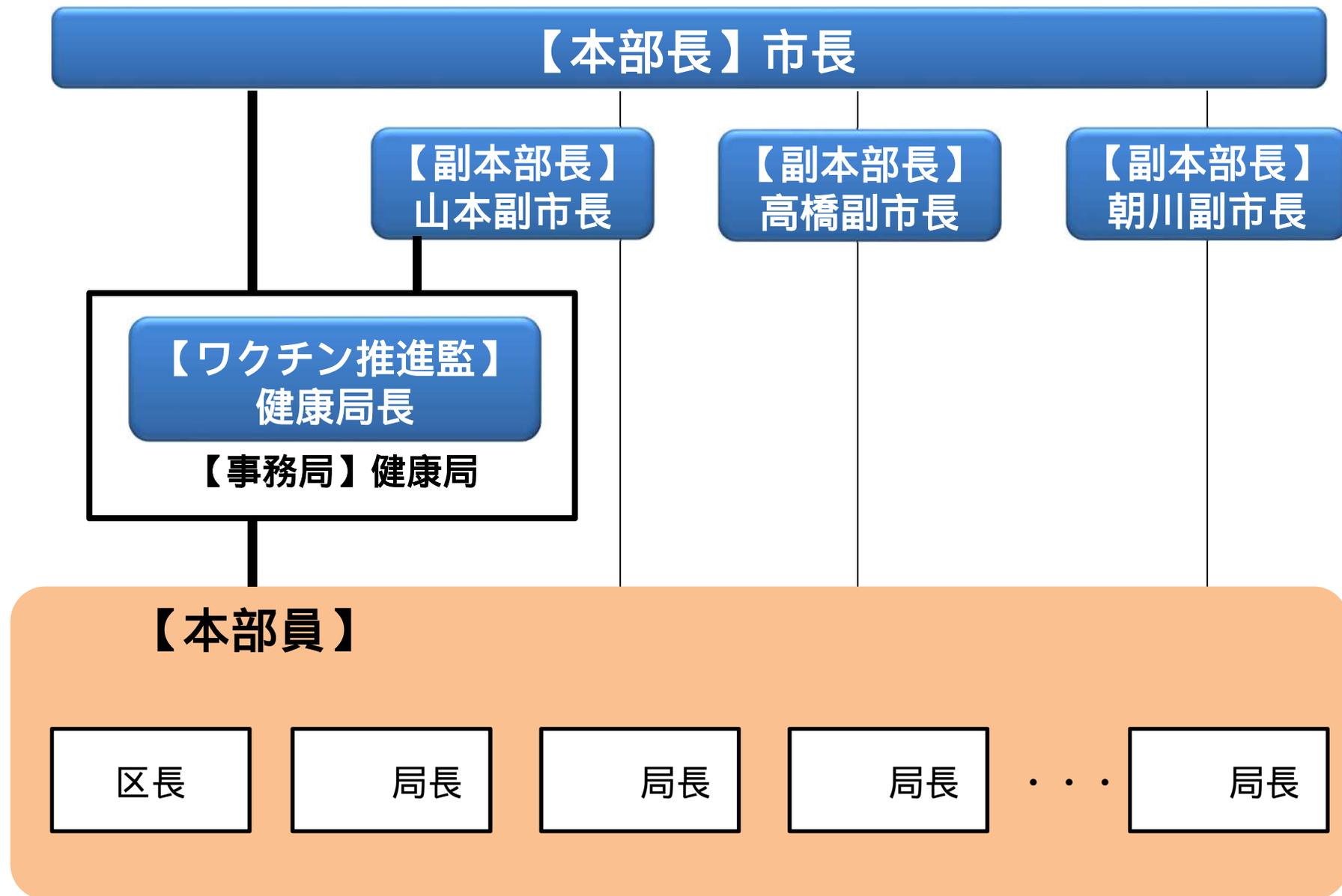
【推進の方向性】

- (1) 複数部局による多岐にわたる業務の迅速・着実な遂行
- (2) 各業務の連携と全体的な進捗管理



ワクチン接種にかかる
全庁的な推進連絡体制を構築

ワクチン接種推進本部の設置について



大阪市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部設置要綱（案）

（設置）

第1条 本市における新型コロナウイルスワクチンの迅速かつ適切な接種の推進に向け、全庁的に総合的対策を実施するため大阪市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部（以下「ワクチン推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 ワクチン推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）対策の決定及び実施に関すること。
- （2）その他対策を実施するために必要なこと。

（組織）

第3条 ワクチン推進本部は、本部長、副本部長、ワクチン接種推進監（以下「ワクチン推進監」という。）及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 ワクチン推進監は、健康局長をもって充てる。
- 5 本部員は、区長及び大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長、大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織の長、会計室長、消防局長、水道局長、教育長、市会事務局長、行政委員会事務局長、中央卸売市場長とする。

（職務）

第4条 本部長は、ワクチン推進本部の事務を総括し、ワクチン推進本部の職員を指揮監督する。本部長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する副市長がその職務を代理する。当該副市長が参集できないときは、副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項に掲げる順序により、その職務を代理する。すべての副市長が参集できない場合は、健康局長がその職務を代理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 ワクチン推進監は、本部長の命を受け、ワクチン推進本部の事務を掌理し、

ワクチン推進本部の職員を指揮監督する。

4 本部員は、本部長の命を受け、ワクチン推進本部の事務に従事する。なお、災害時などの緊急時に、臨時的に本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定めておく。

(会 議)

第5条 ワクチン推進本部の会議は、本部長がその都度必要と認めた本部員を随時招集して行う。

2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

3 本部員は、必要に応じて本部長に会議の開催を求めることができる。

(庶 務)

第6条 ワクチン推進本部の庶務は、事務局として健康局において処理する。

2 事務局は、必要に応じて、関係する区、局及び室に協力を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワクチン推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月 日から施行する。